

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の延長後の納期限、今後の厚生年金保険料等の納付及び納付の猶予について

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

1. 延長後の納期限が定められました

令和2年7月豪雨により延長されていた厚生年金保険料等（※）の納期限が令和2年12月1日付厚生労働省告示第374号により以下のとおり定められました。

（※）厚生年金保険料（特例納付保険料、高齢任意被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、日雇保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1号加算金及び2号加算金

延長後の納期限	対象となる納付目的年月
令和3年2月1日	令和2年6月分～令和2年11月分

対象地域	熊本県：人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町
------	--

2. 今後の厚生年金保険料等の納付について

令和2年6月分から令和2年11月分の厚生年金保険料等については、送付しております納入告知書により、令和3年2月1日までに金融機関等の窓口で納付していただきますようお願いいたします。

納期限までに納付がない厚生年金保険料等については、後日、督促状を送付し、その指定する期限までに納付がない場合には、延滞金が加算されます。

(1) 口座振替をご利用の事業所等について

納期限が延長されている間、厚生年金保険料等の口座振替を停止しておりましたが、以下のとおり、口座振替を再開します。

対象となる厚生年金保険料等	納期限
令和2年6月分～令和2年11月分保険料 ※納入告知書での納付となります。	令和3年2月1日
令和2年12月分保険料 ※口座振替が再開されます。	令和3年2月1日

※ 口座振替再開日以降の厚生年金保険料等についても、毎月翌月末の納期限（通常の納期限）となります。

(2) 口座振替をご利用でない事業所等について

これまでどおり、納入告知書による納付をお願いいたします。納期限については、上記(1)と同様になります。

3. 厚生年金保険料等の納付が困難な場合（納付の猶予制度）

納付が困難な場合は、「納付の猶予」等の制度の活用をご検討ください。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少※¹があり、一時に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の「特例による納付の猶予」を受けることができる場合があります。

「特例による納付の猶予」が認められた場合は、厚生年金保険料等※²の納期限から1年の間、納付が猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

※¹ 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）における、事業等に係る収入が、前年同期に比べて概ね20%以上減少している場合に該当します。

※² 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。

(2) 令和2年7月豪雨の影響により、引き続き、厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の「納付の猶予」を受けることができる場合があります。

※ 被災の状況や事業の現況等により、猶予を受けられない場合もあります。

※ 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要となります。

○災害による納付の猶予…災害のやんだ日から2月以内に申請が必要となります。

災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象となる厚生年金保険料等の全額が納期限から1年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

「災害による納付の猶予」が認められた場合は、対象となる厚生年金保険料等の納期限から1年以内に限り、納付が猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

○通常の納付の猶予…猶予該当の事実発生後速やかに（随時に申請可能）

災害による事業の悪化等により、一時に厚生年金保険料等を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な金額を限度として1年以内に限り「納付の猶予」が認められます。

「通常の納付の猶予」が認められた場合は、対象となる厚生年金保険料等の納期限から1年以内に限り、納付が猶予され、その間の延滞金は全額又は一部免除となります。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-808-678

ガイダンスに従い【2】を押してください。

受付時間： 月曜日午前8：30～午後7：00

火～金曜日午前8：30～午後5：15

第2土曜日午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。